

水俣市燃料油等価格高騰対策補助金

交付申請のてびき

令和4年9月1日

水俣市経済観光課

1 事業の概要

今般の原油価格高騰の影響により、事業継続のための固定費の負担が増大している市内事業者において、価格転嫁等の対策が実施可能な状態まで、早期かつ円滑に移行できるよう、水俣市燃料油等価格高騰対策補助金を交付します。

2 補助金の交付対象者

・次の(1)～(6)の全てに該当する事業者が交付対象者です。

- (1) 水俣市内に本店又は主たる事業所(※)を有し、事業を営む法人又は個人事業者であること
- (2) 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること
- (3) 令和4年4月1日以前から市内で事業活動を継続していること
- (4) 日本標準産業分類に規定する大分類における農業、林業、漁業、中分類におけるガス業、熱供給業及び小分類における燃料小売業を営んでいるものではないこと
- (5) 暴力団関係団体及び暴力団関係者でないこと
- (6) 同一の補助対象経費について、他の補助制度(国、県、市等)による補助金等の交付を受けていないこと

※主たる事業所とは、事業活動の中心として、全事業を統括する事業所を指します。

申請は事業者ごとになりますので、事業所を複数所有している事業者については、それぞれの燃料購入数量を合算して申請してください。

3 補助金の申請について

・下記受付期間内に、必要書類を揃え、ご提出ください。

※申請書類の提出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送でお願いします。

申請受付期間：令和4年10月3日(月)～令和4年11月30日(水)(※当日消印有効)

提出先	〒867-8555 水俣市陣内1丁目1-1 水俣市経済観光課経済振興室あて ※申請書類の提出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送でお願いします。
-----	---

必要書類・注意事項等は次のとおりです。

必要 書類	<p>以下の必要書類を揃え、ご提出ください。</p> <p>(1) 水俣市燃料油等価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）</p> <p>(2) 誓約書（様式第2号）</p> <p>(3) 燃料油等の購入数量及び支払いが確認できる書類の写し → 領収書の写し ※1</p> <p>(4) 水俣市内における継続的な事業活動が証明できる書類 → 履歴事項全部証明書の写し、確定申告書の写し ※2</p> <p>(5) 通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し</p> <p>※1 領収書がない場合や領収書で購入数量が確認できない場合は、 「請求書の写し」 + 「通帳の支払い額記載欄の写し」など、 「該当期間における燃料油等購入数量が分かる書類」と 「支払ったことが確認できる書類」を添付してください。</p> <p>※2 履歴事項全部証明書は3か月以内に取得したものを添付してください。 確定申告書は直近1年間のものを添付してください。 確定申告書で事業所の住所や屋号がわからない場合、開業届や 公的な郵便物等（住所及び事業者名が記載されているもの）を 追加で添付してください。</p>
----------	---

【補助対象経費】

- ・ 令和4年4月～9月の間の任意の2か月における事業で使用した燃料油等の購入費用
- ※燃料油等・・・ガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス、LPガス

【補助金額の算出方法】

- ① 令和4年4月～9月のうち、任意の2か月を選択 ※2月が連続している必要はありません。
 - ② 選択した2か月における燃料油等購入数量（L）の合計を算出（小数点第一位以下切り捨て）
 - ③ 合計数量に35円を乗じて得た額（千円未満切り捨て）＝ 補助金額
- ※算出した補助金額と50万円のいずれか低い方が補助金額になります。
- ※補助金額が5万円未満の場合は対象外です。
- ※プロパンガス、LPガスはリットルに換算してください。＜1m³＝4L＞

4 注意事項

- (1) 補助金の交付には、必ず申請が必要です。
- (2) 申請は1事業者につき、1回限りです。
- (3) 書類に不備があった場合には、訂正・再提出をお願いする場合があります。
- (4) 補助金の交付決定及び額の確定を受けた後であっても、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金返還の対象となる場合があります。

5 お問い合わせ先

〒867-8555

水俣市陣内一丁目1番1号

水俣市役所経済観光課経済振興室（午前8時30分～午後5時15分 平日のみ）

電話：0966-61-1628

FAX：0966-63-5547

メール：keizai@city.minamata.lg.jp